

福知山市スポーツ協会 自動販売機設置事業者募集要項

令和5年1月

一般財団法人福知山市スポーツ協会では、次のとおり自動販売機を設置する事業者を募集します。この要項に基づき、自動販売機を設置される法人または個人からの応募による見積り合わせを行い、自動販売機設置事業者を決定します。

参加を希望される方は、この要項のほか募集に係る仕様書及び関係法令を承諾のうえ、お申し込みください。

1 設置目的

本協会の自主財源の確保及び施設利用者の利便性向上を図る。

2 募集物件及び設置期間

「自動販売機設置事業者」募集仕様書のとおり。

3 応募できる者の資格

応募できる事業者は、自動販売機を取り扱う法人または個人で、次のすべての要件を満たす者とします。

- (1) 自動販売機の設置、管理、運営実績を有する者であること。
- (2) 緊急時等において、1時間以内に対応ができる者であること。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体または、そこに所属する者でないこと。
- (4) 市税や、消費税及び地方消費税等について未納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第1項第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)に該当しないこと。
 - ア 法第2条第1項第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の活用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に活用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて参加しようとする者

4 募集手続等

この募集に参加しようとする者は、受付期間内に参加申込書及び必要書類を提出してください。なお、本協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

(1) 参加申込書等の配布期間及び場所

- ア 配布期間 令和5年1月24日(火)～令和5年2月21日(火)まで

午前9時から午後4時まで。

- イ 配布場所 7の場所に同じ（福知山市スポーツ協会ホームページにも申込書等を掲載します）。

(2) 提出書類

次の書類について、各1部（正本1部）を提出してください。

- ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 自動販売機設置実績報告書（様式第3号）
 - エ 販売予定品目一覧表（様式第4号）
 - オ 法務局が発行する商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）・・・法人の場合（商号、住所、代表者、設立日を証するもの）
 - カ 市町村が発行する身分証明書（住民票等）・・・個人の場合
 - キ 印鑑証明書（印鑑登録証明書）
 - ク 決算関係書類（貸借対照表・損益計算書）・・・法人の場合
 - ケ 所得税確定申告書（青色申告決算書の写しを含む）・・・個人の場合
 - コ 市町村の発行する納税証明書
「市税等の滞納がないこと」の証明書
 - サ 税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
「消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと」の証明書
- ※ 証明書については、発行後3か月以内の原本（正本1部、コピー不可。）とします。
※ 提出された書類は返却しません。

(3) 公募参加申込書等必要書類の提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間 令和5年2月7日（火）～令和5年2月21日（火）まで
午前9時から午後4時まで。ただし、土日祝日を除く。
- イ 提出場所 7の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参

(4) 質問書

仕様等について疑義がある場合は、福知山市スポーツ協会に対して説明を求めることができます。

- ア 受付期間 令和5年1月24日（火）～令和5年2月21日（火）まで
午前9時から午後4時まで。
- イ 方 法 質問書（様式第6号）により、持参又はE-mail又はFAXで提出してください。回答書は、質問者に対しE-mail又はFAXで個別に送信します。電話や口頭等による質問は受け付けません。また、審査への質問、質問受付期間終了後の質問は受け付けません。

(5) 参加申込書等提出書類の審査

参加申込書を提出した者について、提出された書類を審査の結果、参加要件を満たさないと判断した者のみ受付を取り消し、その旨を通知します。

5 設置事業者の決定

- (1) 日 時 令和5年2月28日（火）開始時刻については応募締め切り後、参加申込受理通知書で通知します。
- (2) 場 所 福知山市民体育館 会議室

(3) 選考方法 貸付料見積書(様式第8号)を持参してください。

(郵便、FAX、E-mail、その他の方法による提出は認めません。)

(4) 設置事業者の選定方法

別紙募集物件一覧表の物件番号ごとに、1年間の貸付料の最高額をもって見積りをした者を設置事業者とします。

この場合においては、貸付料予定価格(最低貸付料(税込み))を定めるものとし、別紙物件一覧表に記載します。

ただし、同額の見積りが2者以上ある場合は、参加者立会いのもと、くじにより設置事業者を決定します。

(5) 見積書の記載方法

参加事業者は、提案する1年間の貸付料(税抜き)を見積書に記載してください。

このとき消費税及び地方消費税ならびに、自動販売機設置に伴う光熱水費等については、別途徴収予定であるため、見積書に記載する貸付料には含めないでください。

見積書に記載する貸付料の金額は千円止めとしてください。千円未満の記載がある場合は切り捨てとします。

(6) 選考に際し、代理人により見積書の提出を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状(様式第7号)を持参し、提出してください。

(7) 無効または失格

以下の事項に該当する場合は、無効または失格とします。

ア 募集要項に示した公募に参加できる資格のない者の提出した見積書

イ 募集要項及び仕様書に示した諸条件に違反した者の提出した見積書

ウ その他指定した見積書以外の見積書

(8) 設置事業者として決定した者は、令和5年3月14日(月)までに、福知山市スポーツ協会事務局宛に、設置申込書(様式第9号)と自動販売機の管理関係証明書(様式第5号)を提出してください。

(9) 設置事業者に決定した者は、本協会が提示する契約書により契約を締結すること。

(10) 設置事業者の決定後、設置事業者名、貸付金額及び入札参加人数について、福知山市スポーツ協会ホームページに掲載します。

6 申込がなかった物件について

申込書提出期間内に申込みがなかった物件については、先着順により、貸付料予定価格(最低貸付料(税込み))にて設置事業者を決定します。この場合の申込み受付は、5(10)の結果公表の翌日(その日が土日祝日となる場合は、その翌日)からとします。

7 お問い合わせ及び書類等の提出先

福知山市スポーツ協会 事務局

〒620-0062 福知山市字和久市254番地

電話&FAX 0773-22-4657

E-mail fukuchiyamashitaikyo@guitar.ocn.ne.jp